

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	大槌河川漁業協同組合										
	住 所	上閉伊郡大槌町栄町23番22号										
2 漁業権の免許番号	内共第10号（大槌川） 内共第11号（小槌川）											
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間							
		あゆ	友釣り どぶ釣り	大槌川及び小槌川本支流の免許区域	7月1日以降組合が定めて公表する日から11月30日まで							
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで							
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで							
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで							
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで							
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。											
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間							
		大槌川大石橋上流端から源水大橋下流端まで			1月1日から12月31日まで							
		小槌川古廟橋上流端から花輪田水門下流端まで										
		大槌川小飛内沢合流点より上流の区域			6月1日からあゆ解禁日前日まで							
	(3) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長							
		やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下							
いわな			13センチメートル以下									
うぐい			10センチメートル以下									
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所					
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	1,500円	5,000円	組合事務所及び指定販売所				
	やまめ さくらます いわな うぐい			餌釣り 擬餌釣り								
	ア 中学生以下は、無料とする。											
	イ 肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。											
	ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,500円を加算した額とする。											
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所					
		全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所					
			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り								
	雑 魚	やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円							
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。											
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、1月1日から12月31日までの期間内であって、次に掲げる区域においては川底をかくはんしないこと。 大槌川 大石橋上流端から源水大橋下流端まで 小槌川 古廟橋上流端から花輪田水門下流端まで											
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。											
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。											